

# マージン率等に係る情報提供

株式会社トップラン

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和5年度(令和5年7月～令和6年6月))

## 記

- 1.令和6年6月1日付け派遣労働者数 1人
- 2.令和5年度 派遣先事業所数(実数) 1件
- 3.令和5年度 労働者派遣に関する料金の平均額 30,000円  
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 4.令和5年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 25,000円  
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 5.労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 16.67%
- 6.派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
キャリアコンサルティングの相談窓口 担当；延岡 真悟 045-785-5988  
【教育訓練内容】
  - ・新人研修時、移動時研修、施工図研修(派遣先担当者にて)
  - ・実務教育としてOJT(派遣先にて1日4時間 5日間)
- 7.その他労働者派遣事業の業務に関する事項
  - ・食堂施設あり
  - ・休憩室あり
  - ・更衣室あり
- 8.派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別  
労使協定を締結している(協定書の有効期限終期 令和7年3月31日)